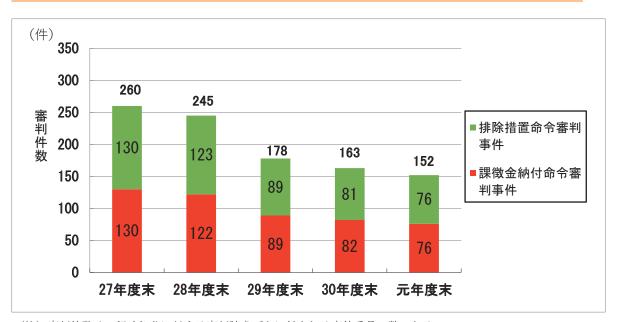
第3章 審 判

第1 概説

令和元年度当初における審判件数は、前年度から繰り越されたもの163件(排除措置命令に係るものが81件、課徴金納付命令に係るものが82件)であった。令和元年度においては、審判開始を行った事件はなく、平成25年独占禁止法改正法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。)による改正前の独占禁止法(以下、特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。)に基づく審決を11件(排除措置命令に係る審決5件、課徴金納付命令に係る審決6件)行った。この結果、令和元年度末における審判件数(令和2年度に繰り越すもの)は152件となった。

図 審判件数の推移



(注) 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

表 令和元年度末における係属中の審判事件一覧

一連番号	事件番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続開 始年月日	審判開催状況 (元. 3. 31現在)
1 ¿ 12	22 (判) 17 ~ 28	三和シヤツ ター工業㈱ほ か3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22(判)17ないし21につき排除措置命令審判事件、22(判)22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	39回開催
13	26 (判) 3 ~ 138	レンゴー(株)ほ か36名	特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて,共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (26(判)3ないし34,65ないし101につき排除措置命令審判事件,26(判)35ないし64,102ないし138につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26. 11. 7	15回開催
149	26 (判) 139 ~ 142	レンゴー(株)ほ か1名	大口需要者向け段ボールケース について,共同して販売価格等を 引き上げる旨を合意していた。 (26(判)139及び140につき排除 措置命令審判事件,26(判)141 及び142につき課徴金納付命令審 判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26. 11. 7	9回開催

第2 審決

1 王子コーンスターチ(株)ほか2名に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審 決(段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金(円)
平成25年(判)第30号及び第33号	25. 11. 7	15	元. 9. 30	6895万
平成25年(判)第31号及び第34号	25. 11. 7	15	元. 9. 30	5434万
平成25年(判)第32号及び第35号	25. 11. 7	15	元. 9. 30	

(1) 被審人

事件番号	名 称	所 在 地
平成25年(判)第30号及び第33号	王子コーンスターチ㈱	東京都中央区銀座四丁目7番5号
平成25年(判)第31号及び第34号	㈱Jーオイルミルズ	東京都中央区明石町8番1号
平成25年(判)第32号及び第35号	加藤化学㈱	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地

(2) 事件の経過

本件は、平成25年7月11日、公正取引委員会が、前記(1)の被審人3社(以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。)に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除

措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録、審査官並びに被審人王子コーンスターチ㈱(以下「被審人王子コンス」という。)及び被審人㈱Jーオイルミルズ(以下「被審人Jオイル」という。)から提出された各異議の申立書並びに同2社から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容(前記排除措置命令のうち、被審人加藤化学㈱(以下「被審人加藤」という。)に関する部分及び同社に対する課徴金納付命令(平成25年(納)第34号)を取り消し、被審人王子コンス及び被審人Jオイルの各審判請求を棄却する旨)の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人ら及び5社(日本コーンスターチ㈱〔以下「日コン」という。〕,日本食品化工㈱〔以下「日本食品」という。〕,敷島スターチ㈱〔以下「敷島スターチ」という。〕,三和澱粉工業㈱〔以下「三和澱粉」という。〕及び日本澱粉工業㈱〔以下「日本澱粉」という。〕)(以下,両者を併せて「8社」という。)は共同して,とうもろこしのシカゴ相場(注1)の上昇に応じて,段ボール用でん粉(注2)の需要者渡し価格(以下,文脈上明らかな場合には単に「価格」ともいう。)を引き上げる旨を合意することにより,公共の利益に反して,我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限していた(以下「本件違反行為」という。)。

(注1)シカゴ商品取引所における先物価格

(注2) コーンスターチ又は化工でん粉 (コーンスターチ又はコーンスターチの製造工程における中間品を物理的又は化学的方法により変性させたでん粉及びコーンスターチに当該でん粉等を配合したものをいう。)であって、段ボールの製造工程においてライナと中しんとの接着に用いられるものとして販売されるもの

イ 主要な争点及びそれに対する判断

- - a 6社(被審人王子コンス,日コン,日本食品,敷島スターチ,三和澱粉及び日本澱粉)による本件合意の成否

①6社が、遅くとも平成18年頃までには既に、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に伴い、段ボール用でん粉の価格の引上げの幅、その実施時期等について決定し、段ボールメーカーとの間の値上げ交渉の状況について情報交換を行ったり、交渉方針について話し合ったりして、値上げ交渉が妥結すると、次の値上げにおける価格の引上げの幅、その実施時期等について決定するという行為を何度も繰り返していたこと、②日コン、日本食品及び被審人王子コンスの担当者が、平成22年10月頃、段ボール用でん粉の価格の引上げを行っていく必要があることを確認した上、価格の引上げの幅やその実施時期についても意見のすり合わせを行っ

たほか、各コーンスターチメーカーが協調して段ボール用でん粉の価格の引上げを行っていくことを目的として本件会合(注3)を開催することを決定したこと、③本件会合において、6社の担当者の間で、段ボール用でん粉の需要者渡し価格の引上げ額については1キログラム当たり10円以上とし、実施時期については遅くとも平成23年1月1日納入分から実施することで意見が一致したこと、④6社が、本件会合後、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、本件各値上げ(注4)のいずれにおいても、おおむね同様の時期に、おおむね同様の内容で値上げの申入れを行っていたこと、⑤6社が、本件会合後、本件各値上げを行うに当たり、これらの申入れの時期や内容、段ボールメーカーとの値上げ交渉の状況についての情報交換を行っていたこと、これらに加えて、担当者が、6社が協調して本件各値上げを行った旨供述していることからすると、6社は、遅くとも本件会合が開催された平成22年11月5日までに、6社の担当者が話し合うなどして、段ボール用でん粉について、今後、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、個格の引上げを共同して行っていく旨の合意(以下「本件合意」という。)をしたものと認めるのが相当である。

- (注3) 平成22年11月5日に東京都内で開催された6社の担当者が出席した会合
- (注4) 8社による、平成22年11月5日頃からの段ボール用でん粉の価格の引上げについての段ボールメーカーとの交渉(「1次値上げ」)、平成23年2月28日頃からの段ボール用でん粉の価格の引上げについての段ボールメーカーとの交渉(「2次値上げ」)及び同年6月上旬頃からの段ボール用でん粉の価格の引上げについての段ボールメーカーとの交渉(「3次値上げ」)の各値上げを併せて「本件各値上げ」という。

b 被審人 J オイルによる 6 社との本件合意の成否

①被審人Jオイルの担当者が他のコーンスターチメーカーとの会合に出席しなくなった平成20年春頃以降も、被審人Jオイルが、従前と同様の協調関係を維持していたこと、②被審人Jオイルの担当者が、本件会合が開催される前に被審人王子コンスの担当者に「会合には参加できないが、被審人Jオイルは会合で決まったことに従う」と伝え、そのことが本件会合で報告されたこと、③被審人王子コンスの担当者が、本件会合から平成22年11月18日までの間に、被審人Jオイルの担当者に本件会合の結果を連絡したこと、④被審人Jオイルが、本件各値上げのいずれにおいても、6社とおおむね同様の時期に、おおむね同様の内容で値上げの申入れを行っていたこと、⑤被審人Jオイルの担当者が、本件会合以降に日コンや被審人王子コンスの担当者との間で本件各値上げについての情報交換を行っていたことからすると、被審人Jオイルは、平成22年11月5日までに6社と共に本件合意をしたものと認めるのが相当である。

c 被審人加藤の本件合意への参加の有無

①被審人加藤は、平成21年10月頃に日コンが納入していた取引先大手段ボールメーカーとの取引を奪うなどしており、それゆえに、被審人加藤の担当者は本件会合に誘われず、その開催の事実さえも知らされなかったことからすると、被審人加藤の担当者が、平成22年11月8日の日本食品の担当者との会食において、本件合意が成立したことを知った上で、日本食品の担当者に対し、被審人加藤も本件合意に参加する旨を表明したとは認められない。また、②被審人加藤は、本件

各値上げにおいて、おおむね同様の時期に同様の内容で値上げの申入れをしており、他のコーンスターチメーカーと段ボール用でん粉の価格の値上げについての一定の情報交換を行ったという事実も認められるものの、被審人加藤の本件各値上げにおける大手段ボールメーカーとの具体的な交渉の状況等からすると、被審人加藤が本件合意に参加したとまで認めるに足りる証拠はないというべきである。

d 本件合意が不当な取引制限に該当するか

被審人王子コンス及び被審人 J オイルは、本件合意が不当な取引制限に該当するためには、本件合意の内容自体が競争の実質的制限をもたらす性格を有することが必要であるところ、本件合意の内容には、値上げの決定時期、実施時期、価格の引上げの幅、これらの決定方法が含まれておらず、本件合意自体を共同遂行することは不可能であるから、本件合意は不当な取引制限に該当しないと主張する。

この点,本件合意の内容自体が競争の実質的制限をもたらすような性格を有することが必要であるとしても、本件合意について、段ボール用でん粉についての具体的な値上げの決定時期、実施時期、価格の引上げの幅がその内容となっていることまでは必要ないものと解される。

また、①一般に、コーンスターチメーカーは、値上げ申入れ後、妥結までの間にとうもろこしのシカゴ相場が上昇した場合、引き続き、次の値上げ交渉を行っていたこと、②6社及び被審人Jオイルは、遅くとも平成18年頃までには既に、担当者らが段ボール用でん粉の価格の引上げの幅、その実施時期等を話し合うなどして、協調関係を維持してきたこと、③現に、平成22年夏頃以降、6社及び被審人Jオイルが、段ボールメーカーに対する段ボール用でん粉の価格引上げの申入れや交渉の内容について相互に情報交換をしており、歩調をそろえて値上げ活動を行っていたなどと認められること、④段ボール用でん粉の価格は、その変動要因が各コーンスターチメーカーで共通することなどから、値上げの申入れ時期や、価格の引上げの幅、その実施時期が一致しやすいことを併せ考えると、今後、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格の引上げを共同して行っていく旨の本件合意をすれば、6社及び被審人Jオイルの担当者らが、繰り返し、段ボール用でん粉の価格の引上げの幅、その実施時期等を話し合うなどして、歩調をそろえて段ボール用でん粉の価格を引き上げることが可能であったと認められる。

※ 本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日(争点2)について

日コンが、1次値上げを行っていた平成23年2月25日頃、大手段ボールメーカーとの取引を停止したことは確かであるが、その後も、2次値上げ及び3次値上げの際、他のコーンスターチメーカーと情報交換をして、段ボールメーカーに対する値上げの申入れや交渉を行っていたことからすると、日コンが大手段ボールメーカーとの取引停止に伴って本件合意に基づく実行行為の遂行を放棄したとはいえず、平成23年2月25日に本件合意が消滅したという被審人王子コンスの主張は採用できない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

2 ㈱エディオンに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決(優越的地位の 濫用)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金 (円)
平成24年(判)第40号及び第41号	24. 4. 24	29	元. 10. 2	30億3228万

(1) 被審人

名	称	所 在 地
㈱エディオン		広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(2) 事件の経過

本件は、平成24年2月16日、公正取引委員会が、㈱エディオン(以下(2)及び(3)において「被審人」という。)に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第20条の6の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録、審査官及び被審人から提出された各異議の申立書並びに被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容(排除措置命令を変更するとともに、課徴金納付命令の一部を取り消す旨)の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、遅くとも平成20年9月6日から平成22年11月29日までの間(以下「本件対象期間」という。),自己の取引上の地位が127社に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引をする相手方である127社に対し、新規開店又は改装開店のための商品の搬出、商品の搬入及び店作りに通常必要な費用を負担することなく127社の従業員等を派遣させていたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第9項第5号(平成21年独占禁止法改正法〔私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律[平成21年法律第51号]をいう。以下同じ。〕の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕〔以下「旧一般指定」という。〕第14項)に該当し、同法第19条の規定に違反するものであり、かつ、特に排除措置を命ずる必要があるとして、被審人に対し、平成24年2月16日、排除措置を命じた(平成24年(措)第6号。以下、この処分を「本件排除措置命令」といい、同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。)。同法第20条の6の規定により、本件違反行為期間は、平成20年9月6日から平成22年11

月29日までであり、本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である同年1月1日以後に係るものについて、被審人と127社それぞれとの間における購入額(合計額は4047億9678万3282円)を前提に、40億4796万円の課徴金の納付を命じた(平成24年(納)第10号。以下、この処分を「本件課徴金納付命令」という。)。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 本件従業員等派遣(注1)をさせたことは被審人が127社に対して自己の取引上の地位が優越していることを利用して正常な商慣習に照らして不当に行ったものか (争点1)について

(注1) 127社による新規開店又は改装開店のための商品の搬出,商品の搬入又は店作りのための従業員等の派遣をいう。

a 優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に同法第2条第9項第5号(平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第1号ないし第4号〕)に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者(以下「甲」という。)が、相手方(以下「乙」という。)に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれ(公正競争阻害性)があるといえるからである。

b 優越的地位の濫用の判断基準

甲が乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって、乙の甲に対する取引依存度が大きい場合、甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合、乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合、また、甲との取引の額が大きい、甲の事業規模が拡大している、甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する、又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また,「不利益行為」(注2)を甲が行い,乙がこれを受け入れている事実が認められる場合,これを受け入れるに至った経緯や態様によっては,それ自体,甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても,乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべ

きである。なぜなら、取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様 には、当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

したがって、甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては、 ①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実のほか、乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

(注2) 「不利益行為」とは、独占禁止法第2条第9項第5号イないしハが規定する行為をいう。

c 被審人の取引上の地位が127社に対して優越しているか否か

(a) 被審人の市場における地位

被審人は、家電量販店として有数の規模を誇り、しかも、その事業規模は 年々拡大していたことからすると、本件対象期間において、家電製品等の小売 業を営む家電量販店として有力な地位にあったものと認められる。

そうすると、家電製品等の製造業者及び卸売業者は、被審人と継続的に取引を行うことで、被審人を通じて、家電製品等の自社の取扱商品を消費者に幅広く供給することができ、多額かつ安定した売上高を見込むことができることになるから、一般的にいえば、被審人と取引することの必要性及び重要性は高いと評価することができる。

被審人と127社との関係

i 127社のうち、27社については、前記国の事実に加え、27社の被審人に対する取引依存度が大きいこと等の事実を考慮すれば、27社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、公正取引委員会からの報告命令に対する27社の回答内容等はこれら 客観的状況に沿うものといえる。

そして、後記eに詳述するとおり、27社が被審人による不利益行為を受け 入れるに至った経緯や態様は、それ自体、被審人が27社に対してその意に反 するような要請等を行っても、これが甘受され得る力関係にあったことを示 すものである。

以上を総合的に考慮すれば、27社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は27社に対して優越していたものと認められる。

ii 127社のうち,59社については,前記回の事実に加え,59社の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば,59社にとって,被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する59社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして、後記eのとおり、59社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、59社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、59社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は59社に対して優越していたものと認められる。

iii 127社のうち、6社については、前記 i 及び ii と同等の状況にはないとしても、前記 ii の事実に加え、資本金額、年間総売上高、従業員数などに照らして6社の事業規模が極めて小さいと認められること等の事実を考慮すれば、被審人に対する取引依存度が小さいことを勘案しても、なお6社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する6社の回答内容等は前記に考慮した客観的状況に 沿うものといえる。

そして、後記eのとおり、6社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、6社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、6社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は6社に対して優越していたものと認められる。

iv 127社のうち、35社については、前記iないしiiiと同等の状況にあるとは 認められず、前記iの事実を勘案しても、35社にとって、被審人との取引の 継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障を来すものとは認めら れない。

また、後記eのような被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様を勘案しても、35社については、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すために、被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったとまではなお断ずることはできない。

その他,被審人の取引上の地位が35社に対して優越していたとまで認める に足りる的確な証拠はない。

- d 被審人が127社に本件従業員等派遣をさせたことは不利益行為に当たるか
 - a 被審人が127社に対して従業員等の派遣を依頼し、127社がこの依頼に応じて 従業員等を派遣したこと

被審人は、本件対象期間において、被審人運営店舗の新規開店又は改装開店 に際し、127社に対して、店舗開設準備作業の日程等を連絡するなどして従業 員等の派遣を依頼し、被審人運営店舗の新規開店又は改装開店の際の店舗開設 準備作業(商品の搬出、商品の搬入又は店作り)のため、127社から本件従業 員等派遣という役務の提供を受けたものと認められる。

b 被審人が127社に本件従業員等派遣をさせたことは不利益行為に該当するか

i 従業員等の派遣を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが、このような取引についてみれば、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ、買主が小売業者である場合に、買主の新規店舗の開設、既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に、買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させる作業や、接客するという作業などは、本来買主が行うべき役務であって、売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること(以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。)は、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たることになる。

もっとも、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については、例外的に、①従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣される従業員等の人件費、交通費及び宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合(以下「従業員等派遣例外事由①」という。)、②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって、従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合(以下「従業員等派遣例外事由②」という。)は、不利益行為には当たらないと解される。

ii 本件従業員等派遣をさせた行為が原則として不利益行為に当たること

本件従業員等派遣は、前記iの新規店舗開設等作業のための従業員等派遣に該当するものと認められる。次に、被審人と127社との間でされた取引は、そのほぼ全てが買取取引であり、取引基本契約書等では、納入業者は物流センターにおいて商品を引き渡すものとされていた。そうすると、被審人が127社に本件従業員等派遣をさせた行為は、例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り、不利益行為に当たるということとなる。

iii 本件従業員等派遣をさせた行為が従業員等派遣例外事由①に当たらないこと

被審人と127社との間で、本件従業員等派遣について、従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件があらかじめ合意がされていたものとは認められない。また、被審人は、127社による本件従業員等派遣に係る従業員等の人件費、交通費及び宿泊費等の派遣のために要した費用を負担していなかったものと認められる。以上によれば、被審人が127社に本件従

業員等派遣をさせたことは、従業員等派遣例外事由①には当たらないことになる。

- iv 本件従業員等派遣をさせたことについて従業員等派遣例外事由②に当たる などの特段の事情があるか
 - (i) 従業員等派遣例外事由②に当たるなどの特段の事情の有無の判断について
 - ① 自社商品の適切な展示による販売促進について

127社の派遣した従業員等が行った作業のうちの商品の搬出については、改装を行う売場にある商品を梱包材で梱包し、又は、折り畳み式のコンテナに収納して、売場から当該店舗の倉庫等の被審人が指定する場所まで当該商品を運搬するというものであって、その作業内容からして、自社商品の適切な展示と関係を有するものとは認められないから、自社商品の適切な展示による販売促進に直接結び付くものとは認められない。

127社の派遣した従業員等が行った作業のうちの商品の搬入は、当該店舗の搬入口若しくは倉庫から被審人が指定する売場まで、又は当該店舗の搬入口から被審人が指定する当該店舗の倉庫まで商品を運搬し、設置された什器に沿って並べるというものであって、商品の搬入とともに店作りを行い、かつ、仮に当該店作りが127社の商品の販売促進に直接結び付くものであったとしても、商品の搬入自体は、自社商品の適切な展示による販売促進に直接結び付くものとは認められない。

127社が本件従業員等派遣によって派遣した従業員等が行った店作りのうち、在庫商品の配置、陳列は、棚割表(注3)の記載に従って行われる単純な作業であって、被審人の従業員において実施することが可能なものと認められるなど、これを被審人の従業員が実施した場合との比較において、当該商品についての格別の販売促進の効果を生じさせるものとは認められないから、127社は、これを通じて、自社商品の適切な展示による販売促進により、直接の利益を得ることができると認めることはできない。

127社が本件従業員等派遣によって派遣する従業員等が行った店作りのうち、商品の展示、装飾は、棚割表に基づいて行うことが徹底されていたことなどからすると、基本的に、被審人の従業員がこれを実施する場合との比較において、127社の商品についての格別の販売促進の効果を生じさせるものであるとまでは認められないというべきである。

その一方で、特に、商品について熟知している納入業者の派遣する従業員等が、その技術や知識等を活用して当該商品の展示、装飾を行うことを通じて、当該商品の特有の魅力が発揮され、被審人の従業員においてこれを行う場合との比較において、明らかに差異を生じるような特性を有する商品について、納入業者の派遣する従業員等による当該商品の展示、装飾が、その商品特有の魅力を演出するために行われるものであ

り、かつ、被審人の従業員において、そのような商品の展示、装飾をすることができないという場合(以下「商品の特性上格別の販売促進の効果を生じさせる場合」という。)には、127社の派遣する従業員等による当該商品の展示、装飾は、当該商品についての販売促進に直接結び付くものと認められ、127社は、本件従業員等派遣を通じて、自社商品の適切な展示による販売促進により、直接の利益を得ることができるものと認められる。

(注3)被審人運営店舗の新規開店又は全面改装による改装開店が行われる場合に、店舗の売場のレイアウト等に左右されない基本的な棚割りを記載した文書に基づき、個別の店舗の新規開店又は改装開店の際に用いる具体的な棚割りを記載した表

② 自社商品の展示スペースの確保による販売促進について

127社は、本件従業員等派遣をすることにより、自社商品の展示スペースの確保(拡張)ができると認めることはできず、また、これができるとしても、それが自社商品の適切な展示のように、127社の商品についての販売促進に直接結び付くものであると認めることはできない。

③ 情報収集の機会及び店舗従業員等との良好な人間関係の構築による自 社商品の販売促進について

127社は、本件従業員等派遣を通じて、情報収集の機会及び店舗従業員等との良好な人間関係の構築による自社商品の販売促進により、直接の利益を得ることはできないものと認められる。

④ 新規開店又は改装開店の際の自社商品の販売促進について

前記①で説示したとおり、127社は、商品の特性上格別の販売促進の効果を生じさせる場合には、本件従業員等派遣を通じて、自社商品の適切な展示による販売促進により、直接の利益を得ることができるものと認められる。

一方、被審人は、新規開店又は改装開店の際の店舗開設準備作業のために本件従業員等派遣を受けるに当たり、納入業者に対して見返りを約束していたわけではなく、納入業者の納入する製品を勧めるかは被審人の店員次第であり、被審人と納入業者との商談の際、当該納入業者が従業員等派遣を行っていたことを考慮した交渉がされていたわけでもなかったことからすると、127社が本件従業員等派遣を実施すること自体が、当該納入業者の商品の販売促進に直接結び付くものとは認められない。また、被審人運営店舗の新規開店又は改装開店の際に127社の商品の売上げが拡大する可能性があるとしても、それは被審人運営店舗の新規開店又は改装開店自体やそれらに伴うセールに集客効果があるためであり、127社が本件従業員等派遣に応じたことによるものではないから、本件従業員等派遣によって得られる直接の利益には当たらない。

ii 被審人が127社に本件従業員等派遣をさせたことについての従業員等派遣 例外事由②に当たるなどの特段の事情の有無について

127社に本件従業員等派遣をさせたことについては、一部の納入業者

(3社)に対する行為については、商品の特性上格別の販売促進効果を生じさせる場合に当たり、自社商品の適切な展示による販売促進により直接の利益を得ることができるものとして、従業員等派遣例外事由②に該当すると認めることができるが、その余については、前記3社に対して前記以外の店舗開設準備作業をさせたことを含めて、いずれも従業員等派遣例外事由②に当たるなどの特段の事情を認めることはできず、不利益行為に該当するものと認められる。

e 127社が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

まず、被審人は、消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり、他方で127社は、自ら製造しあるいは自ら仕入れた商品を、被審人に販売する納入業者であって、127社に対する前記 d で認定した不利益行為は、このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景としたものである。

このような背景の下,前記dで認定した不利益行為は,127社という多数の取引の相手方に対して,約2年3か月という長期間にわたり,133回に上る被審人運営店舗の新規開店又は改装開店に際し,被審人の利益を確保することなどを目的として,被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下,組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

また、納入業者の側においても、被審人から従業員等の派遣の依頼を受けた納入業者の従業員は、被審人の従業員に対して従業員等の派遣の可否や人数について返答することが少なくなく、商品の搬出、商品の搬入又は店作りに従業員等を派遣できない場合には、事前に、被審人にその旨と謝罪の連絡をしたり、代わりの者を派遣したりしており、一部の納入業者は、同種の商品を納入する他の納入業者と調整をした上で、被審人の担当者に対し、店作りに係る日程及び店作りに派遣する従業員等の分担を連絡するなどしていた。

以上のような不利益行為を127社が受け入れるに至った経緯や態様は、それ自体、被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても、一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから、前記cにおいて被審人の127社に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり、前記dで認定した不利益行為を受け入れていた納入業者については、被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

f 被審人が本件従業員等派遣をさせたことが優越的地位の濫用に該当するか

(a) 被審人の行為が独占禁止法第2条第9項第5号柱書の「利用して」行われた ものであること

甲が乙に対して優越的な地位にあると認められる場合には、甲が乙に不利益 行為を行えば、通常は、甲は自己の取引上の地位が乙に対して優越しているこ とを「利用して」これを行ったものと認められる。被審人は、前記 c のとお り、その取引上の地位が92社に対して優越するものと認められるところ、被審 人が92社に対して従業員等派遣を要請し、92社がこれに応じて本件従業員等派 遣を行ったことは前記 d la のとおりである。また、被審人が92社に本件従業員等派遣をさせたことが、92社のいずれに対する関係においても、独占禁止法第2条第9項第5号ロが規定する不利益行為に該当するものと認められることも、前記 d la のとおりである。

そうすると、被審人が92社に本件従業員等派遣をさせた行為は、通常、自己の取引上の地位が92社に対して優越していることを「利用して」行われたものであると認められる。

(b) 被審人が本件従業員等派遣をさせたことが公正な競争を阻害するおそれがあるものであること

独占禁止法第19条において、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に同法第2条第9項第5号(平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第1号ないし第4号〕)に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは、甲が、乙に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれ(公正競争阻害性)があるといえるからである。

また,前記の独占禁止法第19条において優越的地位の濫用が不公正な取引方法の一つとして規制されている趣旨に照らせば,同法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項(第1号ないし第4号)に該当する行為は,これが複数みられるとしても,また,複数の取引先に対して行われたものであるとしても,それが,被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下,組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど,それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には,独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

被審人は、前記』のとおり、その取引上の地位が対象納入業者に対して優越していることを利用し、前記eのとおり、被審人の利益を確保することなどを目的として、被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下、組織的かつ計画的に一連のものとして、対象納入業者に本件従業員等派遣をさせていることからすると、これらの行為は、行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合に該当し、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されることになる。

また、被審人の前記の行為により、約2年3か月もの長期間にわたり、92社という多数の納入業者に対し、合計133回に及ぶ被審人運営店舗の新規開店又は改装開店に際し、延べ3、165回という多数回にわたって従業員等を派遣することを余儀なくさせていたのであって、これは、納入業者である対象納入業者の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するものといえる。

さらに、対象納入業者は、前記のような本件従業員等派遣を余儀なくされた

ことによって生じる人件費等の負担により、その競争者との関係において競争上不利となる一方で、被審人は、人件費等の負担を納入業者に転嫁することにより、被審人がその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあったものと認められる。

そうすると、被審人が、その優越的地位を利用して、対象納入業者に本件従業員等派遣をさせたことは、正常な商慣習に照らして不当に行われたものであって、公正な競争を阻害するおそれ(公正競争阻害性)があるものと認められる。

(c) 結論

以上によれば、被審人は、審査官の主張する本件対象期間中、自己の取引上の地位が対象納入業者に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号ロ(平成21年独占禁止法改正法の施行日前については、旧一般指定第14項第2号)に該当する行為を行っていたものであり、当該行為は、優越的地位の濫用に該当すると認められる。

他方,35社については、被審人が35社に対して優越的地位を有していたことを認めるに足りる証拠はないから、被審人の35社に対する行為は、優越的地位の濫用に該当すると認めることはできない。

(イ) 平成21年独占禁止法改正法施行前の行為に旧一般指定第14項を適用することができるか(争点2)について

旧一般指定は、あらゆる事業分野にわたる不公正な取引方法に一般的に適用しようとするものであることや、旧一般指定と大規模小売業告示(注4)はいずれも不公正な取引方法を指定するものであり、いずれの適用による法律効果も同じであることなどに照らすと、大規模小売業告示が定めている特定の事業分野について、旧一般指定の適用は排除されないと解するのが相当である。

したがって、大規模小売業告示と旧一般指定第14項のいずれの要件をも満たし得る、本件違反行為のうちの平成21年独占禁止法改正法施行前の行為に対し、大規模小売業告示ではなく旧一般指定第14項を適用したとしても、法令の適用に誤りはない。

(注4) 大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法(平成17年公正取引 委員会告示第11号)

被審人に対し本件排除措置命令をすることについて特に必要があるか(争点3) について

被審人は、平成22年11月30日に本件違反行為を取りやめているものの、本件違反 行為が行われた期間が長かったこと、被審人が本件違反行為を取りやめたのは、同 月16日の本件立入検査を契機とするものであって、被審人の自発的意思に基づくも のではなかったことからすると、被審人がヤマダ電機事件(注5)を踏まえて本件 従業員等派遣につき社内検討や一定の対応を行っていたことを考慮しても、被審人 によって、本件違反行為と同様の違反行為が繰り返されるおそれがあったと認めら れる。これに加えて、本件排除措置命令の時点における被審人の家電製品等の小売 業を営む家電量販店としての地位は第2位であり、被審人の連結売上高は増加して いて、被審人と取引する納入業者にとって被審人は優越的地位に立ちやすい状況にあったことからすると、被審人に対して本件違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることが、「特に必要があると認めるとき」に該当するものと認められる。

したがって、公正取引委員会が被審人に対して本件排除措置命令をしたことは相当である。

- (注5) ヤマダ電機による本件違反行為と類似する従業員等の派遣要請・使用について、公正取引委員会がヤマダ電機に対して行った平成20年6月30日付けの排除措置命令(平成20年(措)第16号)に係る事件をいう。
- 本件排除措置命令において127社以外の納入業者に対する通知を命じること(本件 排除措置命令の主文第2項)ができるか(争点4)について

被審人は、2年以上にわたり、多数の納入業者に対し、自己の取引上の地位が対象納入業者に優越していることを利用して、被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下、組織的かつ計画的に一連のものとして本件違反行為を行っていたところ、これらの行為の相手方を特定の納入業者に限定していた様子はうかがえない。また、本件排除措置命令の効力が生じた時点においても被審人が家電量販店として有力な地位にあり、対象納入業者以外の納入業者との関係でも優越的地位にある可能性が十分にあったことからすれば、対象納入業者以外の納入業者に対しても本件違反行為と同種又は類似の違反行為の行われるおそれがあると認められる。

したがって、被審人による将来の違反行為を防止するためには、対象納入業者だけではなく、被審人と取引関係にある全ての納入業者に対して、本件排除措置命令の主文第1項に基づいて採った措置の通知を命じることが、必要かつ相当であると認められる。これに加えて、対象納入業者以外に対しても対象納入業者に対する通知文と同旨の文書を送付することによる被審人の負担も、被審人の事業規模等からすると大きいとはいえないことに鑑みれば、本件排除措置命令の主文第1項に基づいて採った措置の通知を命じることについて、公正取引委員会が裁量権の範囲を逸脱又は濫用したとは認められず、また、不相当なものとは認められない。

- 財 本件課徴金納付命令における課徴金算定の基礎となった違反行為期間(独占禁止 法第20条の6にいう「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」を いう。以下同じ。)における購入額の算定方法は適法か(争点5)について
 - a 被審人は、独占禁止法第20条の6にいう「継続してするもの」に該当するかについては、同条が適用されるのは平成21年独占禁止法改正法が施行された平成22年1月1日以後に係るものであるから(平成21年独占禁止法改正法附則第5条)、本件違反行為が独占禁止法上一つの優越的地位の濫用であるとして判断することはできず、違反行為の相手方ごとに判断されなければならないとした上で、同法第20条の6にいう「継続してするもの」について、同日以後において継続性が認められることが必要であるとして、本件において課徴金の算定の基礎となるのは、平成22年1月1日以後において違反行為が「継続してするもの」と認められる納入業者からの商品の購入額に限られると主張する。

しかしながら、優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば、独占禁止法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項(第1号ないし第4号)に該当する行為は、これが複数みられるとしても、また、複数の取引先に対して行われたものであるとしても、それが、被審人運営店舗の店舗開設準備作業に関係する被審人の従業員の連携の下、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど、それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には、同法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

そうすると、被審人による前記行為は、平成21年独占禁止法改正法が施行された平成22年1月1日の前後を通じて「継続してするもの」に該当することは明らかである。

b また、被審人は、独占禁止法第20条の6にいう「当該行為をした日から当該行 為がなくなる日までの期間」や「購入額」も、違反行為の相手方ごとに判断され るべきであると主張する。

しかしながら、条文上「当該行為」とは、その直前の「第19条の規定に違反する行為」を意味することは明らかであり、本件違反行為が独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制される以上、「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」や「購入額」も本件違反行為が同法上一つの優越的地位の濫用であることを前提として認定されるべきで、被審人の主張を採用することはできない。

- 助 マル特経費負担(注6)を独占禁止法施行令第30条第2項第3号又は第1号に該当するものとして違反行為期間における購入額から控除すべきか(争点6)について
 - (注6)「マル特経費負担」とは、被審人と納入業者との間で締結されている商品取引基本契約書の仕 入価格の約定等を定める条項に規定された「機種・品番ごとにあらかじめ単価を決め難い割戻し 金」に該当する割戻金をいう。

マル特経費負担は、形式的には被審人の販売実績に応じて支払われるものであったとしても、実質的には被審人の仕入実績に応じて支払われるものと変わらないものと認められる。そして、マル特経費負担は、被審人と対象納入業者を含む納入業者との間で締結されている商品取引基本契約書の仕入価格の約定等を定める条項に規定された「機種・品番ごとにあらかじめ単価を決め難い割戻し金」に該当する割戻金であり、証拠によれば、前記契約書の第8条2項に記載されており、割戻金の対象となる期間、機種、品番、割戻金単価、実績(仕入実績又は販売実績のいずれか)については、算定対象期間の開始前に合意されて、納入業者が起票発行する「経費負担通知書」に記載されているものと認められることからすると、商品の引渡しの実績に応じて支払われる割戻金として、独占禁止法施行令第30条第2項第3号の規定する割戻金に該当するものと認めるのが相当である。

以上によれば、被審人の販売実績に基づき納入業者から被審人に支払われたマル 特経費負担は、独占禁止法施行令第30条第2項第3号に該当するものとして、本件 対象期間中の被審人の対象納入業者からの購入額から控除すべきものと認めるのが 相当である。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

3 NTN㈱に対する課徴金納付命令に係る審決(軸受製造販売業者による価格カルテル)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金 (円)
平成25年(判)第22号	25. 7. 17	9	元. 11. 26	70億3012万

(1) 被審人

名	称	所 在 地
NTN㈱		大阪市西区京町堀一丁目3番17号

(2) 事件の経過

本件は、平成25年3月29日、公正取引委員会が、NTN㈱(以下(2)及び(3)において「被審人」という。)に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

その後、被審人は、平成29年12月22日、独占禁止法第52条第4項の規定に基づき、書面により、排除措置命令に係る審判請求を取り下げた。これにより、公正取引委員会が行った排除措置命令は確定した。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された 異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案 を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容(課徴金納付命令の一部を取り消すとと もに独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を変更する旨)の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人、日本精工㈱(以下「日本精工」という。)、㈱不二越(以下、被審人及び日本精工と併せて「3社」という。)及び㈱ジェイテクト(以下「ジェイテクト」といい、3社と併せて「4社」という。)は、共同して、産業機械用軸受(注1)の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における産業機械用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた(以下「産業機械用軸受に係る本件違反行為」という。)。また、4社は共同して、自動車用軸受(注2)の販売価格を引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における自動車用軸受の販売分野における競争を実質的に制限していた(以下「自動車用軸受に係る本件違反行為」といい、産業機械用軸受に係る本件違反行為と併せて「本件各違反行為」という。)。

独占禁止法第7条の2第1項の規定により、被審人の産業機械用軸受に係る本件違

反行為の実行期間は平成22年9月10日から平成23年7月25日まで、自動車用軸受に係る本件違反行為の実行期間は平成22年7月30日から平成23年7月25日までであり、同条の規定により算出された課徴金の額は72億3107万円である。

- (注1)「産業機械用軸受」とは、軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店(代理店契約を締結していない販売業者を含む。以下同じ。)が自動車及び自動車部品の製造販売業者等の需要者を除く需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受(ミニチュア軸受及び小径軸受を除く。)をいう。
- (注2)「自動車用軸受」とは、軸受の製造販売業者又はその販売子会社若しくは販売代理店が自動車又は 自動車部品の製造販売業者等の需要者との間で交渉の上販売価格を決定する玉軸受及びころ軸受(ミ ニチュア軸受及び小径軸受を除く。)をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

- 本件各違反行為に係る独占禁止法第7条の2第1項の規定する「当該商品」の売上額(争点1)について
 - a 当該商品及び売上額の意義

独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」とは、違反行為である相互拘束の対象である商品、すなわち、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品であって、違反行為である相互拘束を受けたものをいうと解すべきであり、違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品については、一定の商品につき、違反行為を行った事業者又は事業者団体が、明示的又は黙示的に当該行為の対象から除外するなど、当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、違反行為による拘束が及んでいるものとして、課徴金算定の対象となる当該商品に含まれ、違反行為者が、実行期間中に違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品を引き渡して得た対価の額が、課徴金の算定の基礎となる売上額となると解すべきである。

b 本件各違反行為に係る当該商品

産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品は産業機械用軸受であり、自動 車用軸受に係る本件違反行為の対象商品は自動車用軸受である。

したがって、前記の産業機械用軸受及び前記の自動車用軸受の範ちゅうに属する軸受については、一定の軸受について、4社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外するなど、当該商品が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情が認められない限り、本件各違反行為による拘束が及んでいるものとして、当該商品に該当することになり、その売上額が当該商品の売上額に含まれる。

- c 被審人が当該商品の売上額に該当しないと主張する軸受に係る対価の額について
 - (a) 産業機械用軸受及び自動車用軸受のうち、被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受に係る対価の額について

本件報告書(注3)によれば、被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受も、本件各違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

被審人は、特に、産業機械用軸受に係る合意は、「国内において被審人が価格交渉を行う製品」を対象とするものであると主張するが、被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受のうち、海外法人の国内現地法人に納入する製品についても、価格交渉が被審人の海外販売会社や国内現地法人の海外本社を通じて行われるものであったとしても、飽くまで、我が国において、国内現地法人に対して供給されるものであるから、我が国において需要者との間で交渉の上販売価格を決定する軸受であり、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに含まれるものと認めるのが相当である。

また、4社の担当者は、本件各違反行為の対象は産業機械用軸受及び自動車 用軸受全でであると供述しており、被審人の担当者が、被審人の第5次値上げ の対象は産業機械用軸受及び自動車用軸受全でであると供述していることに加 え、供給者が需要者に対して値上げ申入れを行うか否かは、値上げのコストと 効果、個別の取引の相手方との取引上の力関係、販売する商品の需給関係等に も左右されるものであり、本件各違反行為の対象となっていても、必ず値上げ 申入れが行われるわけではないことからすると、被審人が需要者に対して値上 げ申入れを行わなかったからといって、当該需要者に対して販売した軸受が本 件各違反行為の対象商品となっていなかったということはできない。

したがって、被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受について、被審人が値上げ申入れを行っていないことをもって、4社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外するなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情があるとはいえない。

また、被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受のうち、引き合いの都度見積りを行う製品の需要者に販売した軸受についても、前記のとおり、4社の担当者が本件各違反行為の対象は産業機械用軸受及び自動車用軸受全てであると供述し、被審人の担当者が、引き合いの都度見積りを行う製品の需要者に対しても、被審人は鋼材の値上がり分を織り込んで見積りを提出していると供述しており、販売価格引上げの対象となっていたというべきであるから、前記の軸受について、4社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めることはできない。

さらに、被審人が値上げ申入れを行っていない需要者に販売した軸受のうち、需要者の海外の本社において納入価格が決定される産業機械用軸受についても、《事業者D1》については、3社の営業担当者が、値上げの進捗状況を確認し合っており、被審人は、《事業者D1》に対し、値上げを申し入れたと認められ、《事業者D1》が米国本社との交渉を求めたために、交渉が難航するものと予想して、それ以上の交渉をしなかったにすぎないと認められることからすると、4社が明示的又は黙示的に産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めることはできない。また、《事業者E1》及び《事業者E2》に対して販売した産業機械用軸受についても、《事業者E1》に納入する

自動車用軸受に関して、被審人は代理店を通じて値上げ申入れを行っていることからすると、4社が明示的又は黙示的に産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めることはできない。

(注3)審査官の平成24年12月4日付け報告命令に対する被審人作成の同月25日付け報告書。

◎ 産業機械用軸受及び自動車用軸受のうち、被審人が「ノックダウン対象軸受 (注4)」と呼称する軸受に係る対価の額について

証拠によれば、被審人又はその販売代理店は、ノックダウン対象軸受についても、日本国内に所在する各製造販売業者との間で値上げ交渉を行っており、また、当該値上げ交渉においては、これらの製造販売業者自らが日本国内の工場で用いるものと、日本国外の工場で用いるもの(ノックダウン対象軸受)とを区別して交渉、決定していたわけではなく、さらに、ノックダウン対象軸受は、その他の産業機械用軸受及び自動車用軸受と同様、日本国内に所在する各製造販売業者を買主として販売され、これらの製造販売業者の日本国内における納入場所に納入されたものと認められる。

そうすると、当該取引が、「我が国における産業機械用軸受の販売分野」及び「我が国における自動車用軸受の販売分野」に含まれることは明らかである。

そして、ノックダウン対象軸受について、4社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく、当該商品に含まれるものと認められる。

- (注4)「ノックダウン対象軸受」とは、被審人が日本国内の産業機械製造販売業者や自動車製造販売業者に対して当該製造販売業者の日本国外所在の工場等に輸出されることを前提に販売する軸受をいう。
- (i) 被審人が「《事業者Aグループ》向け補修用軸受」と呼称する軸受に係る対価 の額について

証拠によれば、《事業者Aグループ》は、いずれも、子会社である《事業者Aグループ関連商社》を窓口又は代理人として、自らの購入価格を軸受の製造販売業者と交渉させていたにすぎず、《事業者Aグループ》向け補修用軸受についても、販売価格の改定交渉を行う相手方は需要者である《事業者Aグループ》であったと認めるのが相当である。そうすると、被審人は、《事業者Aグループ》向け補修用軸受について、「需要者との間で交渉の上」販売価格を決定したものといえるから、《事業者Aグループ》向け補修用軸受も、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められ、4社が明示的又は黙示的に産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく、当該商品に含まれるものと認められる。

産業機械用軸受及び自動車用軸受のうち、被審人がジェイテクトに対して販売した軸受に係る対価の額について

被審人がジェイテクトに対して販売した軸受も、本件各違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

証拠によれば、4社の営業担当者による会合において、値上げ活動の進捗を相互に確認すべき需要者として、ジェイテクトが挙げられたり、被審人が、実際に、ジェイテクトに対し値上げを申し入れたりしたことがあったと認められることからすると、被審人がジェイテクトに販売した軸受についても、4社が明示的又は黙示的に本件各違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく、当該商品に含まれるものと認められる。

・ 自動車用軸受のうち、被審人が「《事業者B1調達部門1》調達の軸受」と呼 ・ 称する軸受に係る対価の額について

本件報告書によれば、《事業者B1調達部門1》調達の軸受についても、自動車用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

証拠によれば、被審人、日本精工及びジェイテクトの営業担当者は、《事業者B1》等トラックメーカー4社等に係る自動車分科会を開催して値上げ交渉の進捗状況等を確認し合っていたところ、同分科会においては、《事業者B1》の調達部門のうち《事業者B1調達部門1》が調達を担当するものと《事業者B1調達部門2》等が調達を担当するものとを区別することなく、《事業者B1》向けの軸受全般を対象に話し合っていたものと認められる。

また、《事業者B1調達部門1》調達の軸受について、鋼材価格連動制の導入が合意された平成23年3月よりも前の時点において、鋼材価格連動制によらずに単価を改定することが予定されていなかったとも認められない。

以上によれば、《事業者B1調達部門1》調達の軸受について、4社が明示 的又は黙示的に自動車用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど、違 反行為である相互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき 証拠はなく、当該商品に含まれるものと認められる。

(f) 産業機械用軸受のうち、被審人が「宇宙ロケット用軸受」と呼称する軸受に 係る対価の額について

本件報告書によれば、宇宙ロケット用軸受についても、産業機械用軸受に係る本件違反行為の対象商品の範ちゅうに属する商品に該当するものと認められる。

4社の営業担当者は、宇宙ロケット用軸受についても、特に除外することなく、4社で協調して値上げ活動を行うことを確認し合ったり、値上げの進捗状況を話し合ったりしていたと供述している。

また、現に競争的な調達が行われていたものと認められることに加え、需要 者側の各調達担当者が、今後、被審人以外の軸受メーカーからの宇宙ロケット 用軸受の調達があり得る旨供述していることに照らして、宇宙ロケット用軸受 について、競争関係がなかったという被審人の主張を認めることはできない。

以上によれば、宇宙ロケット用軸受について、4社が明示的又は黙示的に産

業機械用軸受に係る本件違反行為の対象から除外したなど、違反行為である相 互拘束から除外されていることを示す特段の事情を認めるべき証拠はなく、当 該商品に含まれるものと認められる。

d 自動車用軸受に関し、被審人が《事業者C》との間で平成23年3月30日に合意 した一時金は、独占禁止法施行令第5条第1項第1号の場合に該当するかについ て

ある支払等が独占禁止法施行令第5条第1項第1号に規定する控除に該当する には、ある支払等が商品の量目不足、品質不良又は破損、役務の不足又は不良そ の他の事由によるものであること及び実行期間における対価の額の全部又は一部 の控除であって、当該控除が当該商品又は役務の対価の額と直接の関連性を有す る事由によるものであることを要するというべきである。

被審人は、《事業者C》から、通常の値引きとは別に、《事業者C》の平成22年度の赤字回避を理由として、「特別協力一時金」と称する一定額の金員を支払うよう要請を受けたものであると認められ、被審人が《事業者C》との間で平成23年3月30日に合意した一時金は、《事業者C》の平成22年度の赤字回避という契約外の一時的な理由に基づき、通常の値引きとは異なる一定額の金員の支払をしたものというべきであり、売買契約の対価の額を修正する趣旨であるとは認められない。

そうすると、被審人が《事業者C》に対して支払った本件一時金は、被審人が《事業者C》に販売した自動車用軸受の対価の額と直接の関連性を有する事由によるものではないから、独占禁止法施行令第5条第1項第1号に該当するとは認められない。

e 本件各違反行為に係る当該商品の売上額

本件課徴金納付命令で認定された自動車用軸受に係る本件違反行為の当該商品の売上額には、《事業者H》に納入した軸受に係る対価の額が含まれているものと認められるところ、証拠によれば、《事業者H》に納入した軸受は、産業機械用軸受であると認められる。

なお、被審人が、本件報告書において、当該軸受に係る対価の額を自動車用軸 受の売上額であると報告し、本件審判手続においても、自動車用軸受の売上額で あると認めていたことは、この認定の妨げにはならない。

したがって、《事業者H》に納入した軸受に係る対価の額である945万7924円は、自動車用軸受の当該商品の売上額から控除するべきである。

⟨ 本件課徴金納付命令における課徴金の端数処理の適否(争点2)について

本件課徴金納付命令では、被審人が国庫に納付すべき課徴金の額は、独占禁止法施行令第5条第1項の規定に基づいて算定した本件各違反行為の実行期間における被審人の産業機械用軸受の売上額に独占禁止法第7条の2第1項所定の率を乗じて得た額と、同じく自動車用軸受の売上額に同項所定の率を乗じて得た額を合算した後に、同条第23項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出されている。

しかし、独占禁止法第7条の2による課徴金の計算は、事業者に対し、課徴金納付命令を発令する時点において、複数の「一定の取引分野」に係る同一事件を併合

罪として罰金刑に処する旨の裁判が確定しているなどの特段の事情がない限り、同条第23項の端数処理を含めて、違反行為ごと又は「一定の取引分野」ごとに行うのが相当である。

(力) 結論

前記 [7] 及び [4] によれば、被審人が本件課徴金納付命令において国庫への納付を命じられるべき課徴金の額は、72億3012万円となる。

なお、本件課徴金納付命令後、本件課徴金納付命令に係る審判手続の終了前に、本件各違反行為に係る事件と同一事件について、被審人に対し、罰金4億円に処する旨の裁判が確定しているから、独占禁止法第51条第3項の規定により、本件課徴金納付命令の審判請求に対する審決において、本件課徴金納付命令に係る課徴金の額を、本審判手続を経て決定されるべき前記の課徴金72億3012万円から前記の罰金額の2分の1に相当する2億円を控除した70億3012万円に変更すべきことになる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第51条第3項並びに同法第66条第2項及び第3項

4 ダイレックス㈱に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決(優越的地位の濫用)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金(円)
平成26年(判)第1号及び第2号	26. 8. 27	7	2. 3. 25	11億9221万

(1) 被審人

名	称	所	在	地	
ダイレック	ス(株)	佐賀市高木瀬町大字	長瀬9	30番地	

(2) 事件の経過

本件は、平成26年6月5日、公正取引委員会が、ダイレックス㈱(以下(2)及び(3)において「被審人」という。)に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第20条の6の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された 異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案 を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容(排除措置命令を変更するとともに、課 徴金納付命令の一部を取り消す旨)の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

② 公正取引委員会は、被審人が、遅くとも平成21年6月28日以降、自己の取引上の 地位が特定納入業者に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当 に、①新規開店又は改装開店(以下、両者を併せて「新規開店等」という。)に際し、特定納入業者である78社に対し、その従業員等を派遣させる(以下「本件従業員等派遣」という。)とともに、②特定納入業者のうち66社に対し、閉店の際に実施するセール(以下「閉店セール」という。)について、「協賛金」等の名目で金銭を提供させた(以下「本件協賛金の提供」という。)ほか、③特定納入業者のうち48社に対し、平成23年5月4日に発生したダイレックス朝倉店の火災に際し、滅失又は毀損した商品(以下「火災滅失毀損商品」という。)の納入価格に相当する額の一部又は全部の金銭を提供させていた(以下「本件火災関連金の提供」という。)ものであって、以上の行為は、独占禁止法第2条第9項第5号ロ(平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日前においては旧一般指定第14項第2号。以下同じ。)に該当し、同法第19条に違反するものであり、かつ、特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成26年6月5日、被審人に対し、排除措置を命じた(平成26年(措)第10号。以下、この命令を「本件排除措置命令」といい、同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。)。

《 公正取引委員会は、平成26年6月5日、被審人に対し、本件違反行為は独占禁止 法第20条の6にいう「継続してするもの」であり、同条の規定により、本件違反行 為の期間は、平成21年12月17日から平成24年12月16日までの3年間となるとした上 で、本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1 日以後に係るものについて、特定納入業者それぞれとの間における購入額を課徴金 算定の基礎として、12億7416万円の課徴金の納付を命じた(平成26年(納)第113 号。以下、この命令を「本件課徴金納付命令」という。)。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

「不件各行為(本件従業員等派遣、本件協賛金の提供及び本件火災関連金の提供を受けた行為。以下同じ。)は、被審人が、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に行ったものか(争点1)について

a 優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に同法第2条第9項第5号(平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第1号ないし第4号〕)に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは、自己の取引上の地位が相手方に優越している甲が、乙に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、乙はその競争者との関係において競争上不利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれ(公正競争阻害性)があるといえるからである。

b 優越的地位の濫用の判断基準

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば、甲が乙に対して優越した地位にある

とは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって、乙の甲に対する取引依存度が大きい場合、甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合、乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合、また、甲との取引の額が大きい、甲の事業規模が拡大している、甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する、又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また,「不利益行為」(注)を甲が行い,乙がこれを受け入れている事実が認められる場合,これを受け入れるに至った経緯や態様によっては,それ自体,甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても,乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべきである。なぜなら,取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には,当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

したがって、甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては、 ①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実のほか、乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

(注)「不利益行為」とは、独占禁止法第2条第9項第5号イないしハが規定する行為をいう。

c 被審人の取引上の地位が特定納入業者に対して優越しているか

(a) 被審人の市場における地位

被審人は、本件期間中(平成21年6月28日から平成24年12月16日まで。以下同じ。)において、事業を急速に拡大し、消費者に人気のある小売業者であり、総合ディスカウント業を営む事業者として有力な地位にあったと認められる

そうすると、食料品、酒類、日用雑貨品、家庭用電気製品、衣料品等の製造業者及び卸売業者としては、被審人と継続的に取引を行うことで、被審人を通じて、消費者に幅広く自社の取扱商品を供給することができ、多額かつ安定した売上高を見込むことができることになるから、一般的にいえば、被審人と取引することの必要性及び重要性は高いと評価することができる。

し 被審人と特定納入業者の関係

i 40社について

特定納入業者のうち40社については、前記国の事実に加え、これらの納入

業者の被審人に対する取引依存度がいずれも大きいこと等の事実を考慮すれば、当該納入業者にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業 経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する40社の回答内容等は、これら客観的状況に沿うものといえる。

そして、後記eのとおり、40社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、40社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、40社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は40社に対して優越していたものと認められる。

ii 24社について

特定納入業者のうち24社については、前記はの事実に加え、取引先別の売上高の順位における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば、当該納入業者にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する24社の回答内容等は、これら客観的状況に沿うものといえる。

そして、後記eのとおり、24社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、24社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、24社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は24社に対して優越していたものと認められる。

iii 4社について

特定納入業者のうち4社については、前記i又はiiと同等の状況にはないとしても、前記iの事実に加え、資本金額及び年間総売上高に照らして当該納入業者の事業規模が極めて小さいこと等の事実を考慮すれば、被審人に対する取引依存度が大きなものではなく、かつ、その取引先別の売上高の順位における被審人の順位が、取引先の数に比して高いものではないことを勘案しても、なお4社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する4社の回答内容等は、これら客観的状況に沿うものといえる。

そして、後記eのとおり、4社が被審人による不利益行為を受け入れるに 至った経緯や態様からすれば、4社は、被審人が著しく不利益な要請等を 行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、4社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は4社に対して優越していたものと認められる。

iv 1社について

特定納入業者のうち1社については、前記iないしiiiと同等の状況にはないとしても、前記iの事実に加え、同社において被審人との取引を主に担当している九州地区の営業拠点は、全社的にみても、売上高が高く、営業上重要と認められるところ、同拠点における取引先別の売上高の順位における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば、1社にとっては、被審人との取引の継続が困難となれば、九州地区の営業拠点の収益の大幅な落込みが予想され、同区域内における事業方針の修正を余儀なくされるなど、全社的にみてもその後の事業経営に大きな支障を来すことが看取でき、1社が全社的にみれば被審人に対する取引依存度が小さいことなどを考慮しても、なお同社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する1社の回答内容等は、これら客観的状況に沿うものといえる。

そして、後記eのとおり、1社が被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、1社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、1社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は1社に対して優越していたものと認められる。

v 9社について

特定納入業者のうち8社については、取引依存度が小さいのみならず、取引先別の売上高の順位における被審人の順位も高いものではなく、当該納入業者の事業規模及びその他の事情によっても、前記 i ないしiv と同等の状況にあるとは認められない。

特定納入業者のうち1社については、取引先別の売上高の順位は、本件期間中の最初の年度のみ5位と高いものであったが、取引依存度は著しく小さいのであり、1社の事業規模及びその他の事情によっても、同様に、前記iないしivと同等の状況にあるとは認められない。

これらによれば、被審人に関する前記』の事実を勘案しても、9社にとって、被審人との取引の継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障を来すものとは認められない。

(。) 小括

以上のとおり、本件期間中、被審人の取引上の地位が前記 lo i ないしiv記載の69社(以下「69社」という。)に対して優越していたことが認められる。

これに対し、前記 🛭 v 記載の 9 社に対しては、被審人の取引上の地位が優越していたとは認められない。

d 本件各行為が不利益行為に当たるか

a 本件従業員等派遣

i 従業員等の派遣をさせる行為が不利益行為となる場合

買取取引において、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ、買主が小売業者である場合に、買主の新規店舗の開設、既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に、買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させ、又は新たに若しくは補充として店舗の陳列棚へ並べる作業や、接客するという作業などは、買主が消費者に商品を販売するための準備作業又は消費者に対する販売作業そのものであり、本来買主が行うべき役務であって、売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること(以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。)は、売主としては当該従業員等による労務をその派遣の期間逸失することになるほか、交通費などの派遣に必要となる費用が発生した場合には、当該費用を負担することになることから、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たるというべきである。

もっとも、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については、例外的に、①従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣される従業員等の人件費、交通費、宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合、②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって、従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合(①及び②の場合を「従業員等派遣例外事由」という。)は、不利益行為には当たらないと解される。

ii 本件従業員等派遣をさせたことが不利益行為に該当するか

被審人と特定納入業者との取引について、買取取引であることからすると、被審人の店舗の新規開店等に当たり行われる開店準備作業は、被審人が納入業者から買い取った商品を当該店舗で販売するためにその費用で行うべきものであるから、それにもかかわらず、被審人が特定納入業者に対してかかる作業を行わせるために、これらの従業員等の派遣をさせた行為は、従業員等派遣例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り、当該納入業者に対する不利益行為に当たると認められる。

iii 従業員等派遣例外事由の①に該当するか

被審人は、納入業者との間で、派遣に係る従業員等の業務内容や業務時

間、これらの費用負担等の条件について、あらかじめ契約書等で合意をしていたことはなく、また、納入業者に対し、従業員等の派遣を依頼する際にも、このような合意をしていなかったから、被審人と特定納入業者との間で、いかなる条件で従業員等を派遣するかについて、あらかじめ合意がされていたとは認められない。なお、被審人は、本件期間中に、開店前準備作業の当日の朝、納入業者に対し、作業内容などが記載された承諾書への署名を求めるようになったものの、これらは当日の作業の指示事項や注意事項の承諾を求めるものにすぎず、日当についても、被審人に対して請求することができることが書いてあるにとどまり、具体的な請求の方法や金額については決められていなかったのであるから、被審人は、納入業者の従業員等を派遣させる行為が独占禁止法に抵触し得ることを認識しながら表面上これを回避するために、形式的に行われたものであり、これらを派遣に係る条件についての合意と認める余地はない。

そして、本件期間中、派遣に係る従業員等の人件費、交通費、宿泊費等の 費用を負担していなかったものであるから、従業員等派遣例外事由の①には 該当しない。

iv 従業員等派遣例外事由の②に当たるなどの特段の事情があるか

被審人において、納入業者が従業員等を派遣していた理由として主張する ところは、いずれも従業員等派遣例外事由②などの特段の事情に当たるもの とは認められない。また、被審人のその他の主張には理由がなく、本件従業 員等派遣につき、特段の事情があるとは認められない。

v 小括

以上のとおり、被審人が特定納入業者に対し本件従業員等派遣をさせたことについて、かかる行為は、不利益行為に当たると認められる。

(b) 本件協賛金の提供について

i 金銭の提供を受ける行為が不利益行為となる場合

買取取引において、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ、契約等に別段の定めがなく、協賛金等の名目で売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供することは、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たる。

もっとも、例外的に、協賛金等の名目で提供した金銭について、その負担額、算出根拠、使途等について、あらかじめ事業者が相手方に対して明らかにし、かつ、当該金銭の提供による相手方の負担が、その提供を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合(以下「金銭提供例外事由」という。)は、不利益行為には当たらないと解される。

ii 本件協賛金の提供を受けた行為が不利益行為に該当するか

被審人と特定納入業者との間の取引は買取取引であり、本件協賛金の提供 について、両社間で契約上別段の定めはなく、本件協賛金の提供は、当該納 入業者にとっては、本来必要のないものである。しかも、本件協賛金の提供は、被審人の閉店及びそれに伴う在庫商品の処分の必要性という被審人の事情により、既に納入した商品の代金を事後的に減額される結果となるのであり、納入業者にとっての不利益は大きい。したがって、金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り、不利益行為に当たるといえる。

そして、金銭提供例外事由として、協賛金等の負担額、算出根拠、使途等をあらかじめ事業者が相手方に対して明らかにすることを必要とする趣旨は、相手方が、事前に不利益の程度及びその合理性について判断できるようにするためであるところ、被審人のバイヤーは、閉店セール前に、閉店セールを行う店舗及び日程についての通知はしたものの、在庫商品の数量について連絡はしていなかったこと、閉店セール実施後に割引額の通知はしていたものの、被審人において、閉店セール協賛金の算定方法は、被審人の予算上の粗利を確保できる金額以上の金額という条件とされ、専ら被審人の損失を転嫁するという観点によるものであり、バイヤーは、納入業者に対して算出根拠を明らかにしていないことからすれば、当該納入業者においては、事前に不利益の程度及びその合理性について判断することができたとはいえないから、被審人が、閉店セール協賛金の負担額、算出根拠、使途等をあらかじめ納入業者に対して明らかにしていたとは認められない。

また、閉店する店舗において、納入済みの商品が売れたとしても、当該店舗において新たに商品が納入されることはないから、納入業者にとっての利益はなく、本件協賛金の提供の見返りとして、被審人が納入業者に対し、新規店舗における取引等を約束することはなかったのであるから、当該納入業者にとっては、本件協賛金の提供を通じて得ることとなる直接の利益等が存在せず、金銭提供例外事由に該当するとは認められない。

以上のとおり、被審人が本件協賛金の提供を受けた行為は、金銭提供例外 事由に当たるなどの特段の事情が存在するとは認められないから、不利益行 為に該当する。

は 本件火災関連金の提供

i 金銭の提供が不利益行為になる場合

火災により毀損した商品の損失補填のための金銭の提供も、前記 li と同様に、買取取引において、売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供する行為であり、売主にとっては通常は何ら合理性のないことであるから、買主がかかる金銭を売主に提供させる行為は、金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情がない限り、売主である相手方は自由かつ自主的な判断に基づいてこれを受け入れたということはできず、不利益行為に当たると認めるのが相当である。

ii 本件火災関連金の提供を受ける行為が不利益行為に該当するか

被審人と特定納入業者との間の取引は買取取引であり、本件火災関連金の 提供について、両社の間で契約等の別段の定めがないことには争いがないか ら、前記iのとおり、本件火災関連金の提供は、当該納入業者にとっては、 本来必要のないものである。

しかも、被審人において、自社の店舗の火災により商品が滅失毀損したことについて保険により損害の補填を受けられなかったのは、親会社の方針により保険への加入をやめたという被審人側の事情によるものであるにもかかわらず、納入業者において、このような火災関連金の提供によって、既に納入した商品の代金を事後的に減額される結果となるのは、極めて不合理なものである。

したがって、本件火災関連金の提供は、金銭提供例外事由に当たるなどの 特段の事情がない限り、不利益行為に当たると認めるのが相当である。

そこで、本件火災関連金の提供について、金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情が存在するか否かについて検討すると、被審人が納入業者に対して、それぞれの火災滅失毀損商品の納入額を上限としてその負担額を明示するとともに、その使途が火災による損失の補填であることを明示するなどしており、相手方に与える不利益があらかじめ計算できないものではなかったとしても、本件火災関連金の提供は、飽くまで火災滅失毀損商品の損失補填であるから、納入業者の売上げの増加につながるものではない。そして、本件火災関連金の提供をした48社のうち、2社については、その従業員等が本件火災関連金の見返りとして一括発注等を受けた旨を供述し、又は審査官の平成25年3月29日付け報告命令に対する報告書(以下「本件報告書」という。)に同旨の記載があるものの、両社を除く少なくとも46社(以下「46社」という。)については、被審人が追加発注等の具体的な見返りを約した事実も認められないから、それ自体によって納入業者が得られる直接の利益等は存在しない。

以上のとおり、少なくとも46社については、被審人において、これらの納入業者から本件火災関連金の提供を受けた行為は、金銭提供例外事由に当たるなどの特段の事情が存在するとは認められないから、不利益行為に該当する。

e 特定納入業者が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

被審人は、消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり、他方で特定納入業者は、自ら製造しあるいは仕入れた商品を、被審人に販売する納入業者であって、特定納入業者に対する前記 d 認定の不利益行為は、このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景としたものである。

このような背景の下,前記dで認定した不利益行為は,多数の取引の相手方である納入業者に対して,遅くとも平成21年6月28日から平成24年12月16日までの長期間にわたり,被審人において,自らの利益を確保することなどを目的として,役員等の指揮ないし関与の下,組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

また,特定納入業者の中には,従業員等派遣を負担に感じていた者や,被審人 との取引への悪影響を恐れて日当請求をしなかった者,被審人からの本件協賛金 の提供について協議がなく、一方的な要請であると感じていたり、閉店セールの対象としない商品又は最終的に売れ残った商品については、被審人から返品に応じることを求められることから、返品による損失を回避するために本件協賛金の提供に応じた者もいた。特定納入業者の一部は、本件報告書や従業員等の供述調書において、被審人による不利益行為の要請に応じていた理由やこのうち本件従業員等の派遣について日当を請求することができなかった理由として、被審人の従業員の威圧的な態度や制裁、取引への悪影響のおそれを挙げている。

以上のような不利益行為を特定納入業者が受け入れるに至った経緯や態様は、それ自体、被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても、一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから、前記cにおいて被審人の特定納入業者に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり、前記d認定の不利益行為を受け入れていた納入業者については、被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

f 優越的地位の濫用に該当するか

a 被審人の本件各行為は取引上の地位が優越していることを利用して行われた ものであること

被審人は、前記cのとおり、その取引上の地位が69社に対して優越するものと認められるところ、被審人は、前記dのとおり、69社に対して独占禁止法第2条第9項第5号口に該当する不利益行為を行っていたことが認められる。

そうすると、被審人が69社に対して本件各行為を行ったことは、通常、自己の取引上の地位が69社に対して優越していることを「利用して」(独占禁止法第2条第9項第5号柱書)行われたものであると認められる。

Ы 本件各行為が一体として優越的地位を濫用したものであること

独占禁止法第19条において優越的地位の濫用が不公正な取引方法の一つとして規制されている趣旨が公正競争阻害性にあることに照らせば、同法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項(第1号ないし第4号)に該当する行為は、これが複数みられるとしても、また、複数の取引先に対して行われたものであるとしても、それが、組織的かつ計画的に一連のものとして実行されているなど、行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には、同法上1個の優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

そして、被審人は、その取引上の地位が69社に対して優越していることを利用し、約3年半もの長期間にわたり、従業員等を派遣させ、閉店セール協賛金を提供させ、火災関連金の提供をさせたものであるところ、被審人は、自らの利益を確保することなどを目的として、役員等の指揮ないし関与の下、組織的かつ計画的に一連のものとして、こうした本件各行為を行ったことからすると、本件各行為は、行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合に該当し、独占禁止法上1個の優越的地位の濫用として規制されることになる。

(c) 結論

以上によれば、被審人は、本件期間中、自己の取引上の地位が、69社に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号ロ(平成21年独占禁止法改正法の施行日前については、旧一般指定第14項第2号)に該当する行為を行っていたものであり、当該行為は、優越的地位の濫用に該当すると認められる。

他方,前記 $c \otimes v$ の 9 社については,被審人がこれらの納入業者に対して優越的地位を有していたことを認めるに足りないから,被審人の 9 社に対する行為は,優越的地位の濫用に該当すると認めることはできない。

(本件排除措置命令の適法性(争点2)について

a 本件排除措置命令における理由の記載に不備はないか

排除措置命令書に記載すべき理由(公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用)とは、違反行為に関する認定事実のほか、いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを、名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

これを本件についてみると、本件排除措置命令書には、排除措置命令の理由として、特定納入業者に該当するかの考慮要素及び被審人が特定納入業者に対して具体的にいかなる態様の行為をどの程度行ったのかという、命令の原因となる事実と、前記の行為は、被審人が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭又は役務を提供させていたものであって、この行為が独占禁止法第2条第9項第5号ロ(平成21年独占禁止法改正法の施行前においては旧一般指定第14項第2号)に該当し、同法第19条の規定に違反するなどという、命令の根拠法条が示され、本件違反行為の相手方である78社が、別表により特定されている。

したがって、被審人は、本件排除措置命令において、いずれの相手方に対する 自己のいかなる行為が独占禁止法第2条第9項第5号ロ又は旧一般指定第14項第 2号に該当する優越的地位の濫用との評価を受け、排除措置を命じられたのかを 了知し得るものでなかったとはいえない。

しかも、本件において、公正取引委員会は、独占禁止法第49条第5項に基づき事前説明を行い、その際、被審人の代表取締役らに対し、本件協賛金の提供及び本件火災関連金の提供に係る行為の対象となった66社及び48社が記載された資料を提示した上で説明をした。

そうだとすれば、被審人は、本件排除措置命令に先立ち、事前説明において金 銭の提供に係る各行為の対象となった特定納入業者を認識したのであるから、本 件排除措置命令書の謄本送達時には、本件違反行為の相手方のみならず、本件各 行為についてのそれぞれの相手方をも当然に知り得る状態にあったといえる。

したがって,本件排除措置命令には,理由の記載に不備があったとはいえない。

b 本件排除措置命令の法令の適用に誤りはないか

旧一般指定は、あらゆる事業分野にわたる不公正な取引方法に一般的に適用さ

れるものであり、それゆえに規定の内容もある程度一般的、抽象的となっており、他方、大規模小売業告示は、特定の事業分野における特定の取引方法に適用されるものであり、それゆえに規定の内容が具体的となっている点で異なるが、旧一般指定を定めた趣旨や、旧一般指定と大規模小売業告示はいずれも不公正な取引方法を指定するものであり、いずれの適用による法律効果も同じであることなどに照らすと、大規模小売業告示が定めている特定の事業分野について、旧一般指定の適用が排除されるものではないと解される。

したがって、大規模小売業告示と旧一般指定第14項のいずれの要件をも満たし得る本件違反行為のうちの平成21年独占禁止法改正法施行前の行為に対し、大規模小売業告示ではなく旧一般指定を適用したとしても、法令の適用に誤りはない。

c 本件排除措置命令主文第2項において特定納入業者以外の納入業者に対する通知を命ずる部分は必要な措置といえるか

被審人は、約3年半もの長期間にわたり、多数の納入業者に対し、自己の取引上の地位が優越していることを利用して、組織的かつ計画的に一体のものとして本件違反行為を行っていたものであり、これらの行為の相手方を特定の納入業者に限定していた様子はうかがえない。また、本件排除措置命令の効力が生じた時点においても被審人が総合ディスカウント業者として有力な地位にあり、69社以外の納入業者との関係でも優越的地位にある可能性が十分にあったことからすれば、69社以外の納入業者に対しても本件違反行為と同種又は類似の違反行為の行われるおそれがあると認められる。

したがって、被審人による将来の違反行為を防止するためには、69社だけではなく、被審人と取引関係にある全ての納入業者に対して、本件排除措置命令の主文第1項に基づいて採った措置の通知を命じることが、必要かつ相当であると認められる。

- か 本件課徴金納付命令の適法性(争点3)について
 - a 本件課徴金納付命令における理由の記載に不備はないか 前記() a に同旨
 - b 本件課徴金納付命令の課徴金の計算の基礎に誤りはないか

本件違反行為期間は平成21年6月28日から平成24年12月16日までであるが、その期間が3年を超えるため、独占禁止法第20条の6の規定により、本件違反行為の終期から遡って3年となる平成21年12月17日から起算することとなる。

そして、独占禁止法第20条の6が適用されるのは、平成21年独占禁止法改正法の施行日以後に係るものであるから(平成21年独占禁止法改正法附則第5条)、課徴金の算定の基礎となる購入額は、平成22年1月1日から平成24年12月16日までの期間における対象納入業者である69社からの購入額を合計した1192億2187万2931円となる。

被審人は、違反行為は、相手方ごと、行為類型ごとに個別に認定するべきであるとして、違反行為期間についても、相手方ごと、行為類型ごとに個別に認定するべきであると主張するほか、本件火災関連金の提供は「継続してするもの」

(独占禁止法第20条の6)に該当しないと主張する。

しかし、本件違反行為は被審人による優越的地位の濫用として一体として評価でき、独占禁止法上1個の優越的地位の濫用として規制するべきであるから、被審人の主張は、これと異なる理解を前提とするものであり、採用することはできない。

c 本件課徴金納付命令の法令の適用に誤りはないか

本件課徴金納付命令書の「3 課徴金に係る違反行為」における,本件違反行為が「独占禁止法第2条第9項第5号ロに該当」するという表記によって,当該行為が同項柱書の「不公正な取引方法」に該当することは明らかであるから,同項柱書の記載がないことが,法令の適用の誤りであるとはいえない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項